

## 「不正改造車を排除する運動」実施要綱

### 1. 行動規範

本運動における会員の行動規範を次の通りとする。

- (1) 登録後車両における二次架装工事は実施しない。
- (2) 車検後車両（既存車）に対する改造工事は実施しない。
- (3) 違反行為を幫助または加担する受注はしない。
- (4) 従業員に対し、関係法規を遵守するよう指導教育を行う。
- (5) ユーザーに対し、正しい手続きによる自動車使用を啓蒙する。

### 2. 運動参加対象者の範囲は、当工業会の正会員及び準会員ならびに地方支部会員であって、その本社（本店）、事業所、営業所、出張所等全ての事業所を対象とする。

### 3. 運動実施の期間

キャンペーン期間は国土交通省通達による。なお、本運動の実施は通年とする。

### 4. 期間中の実施工動

本運動においてはその主旨に沿い、主に次の事項について行動するものとする。

#### (1) 中央

- ① 不正改造防止推進協議会に参加するとともに、同協議会の決定に沿って会員等に対する指導を実施する。
- ② 地方会員の活動に参加又はこれを支援する。
- ③ ポスター、スローガン等活動に必要な資材を提供する。
- ④ 地方活動の結果を集約し、評価を実施する。

#### (2) 地方

- ① 地方運輸局の行動要領に沿って、関係団体とともに運動に参加する。  
なお、地方運輸局又は、支局の会議ならびに街頭における啓蒙活動には支部会員も積極的に参加すること。
- ② 該当する事業所ごとに架装責任者等を選任し、違法車両の出荷体制を整備するとともに陸運支局等関係行政庁の指導を得て、同責任者等の研修会を実施すること。
- ③ 自動車販売店或いはユーザー団体等との協議会に参加し、販売秩序の正常化と車工会行動規範について理解と協力を求めること。
- ④ ポスター、スローガン等によりユーザーに対する啓蒙指導を行うとともに、運動に対する協力を求めること。
- ⑤ 各会員会社は、自社の全ての事業所を対象として、点検票による自主点検を行うとともに、点検結果について適切な処置を講ずること。